



平成 23 年 4 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社ジーンズメイト
代表者名 代表取締役社長 西脇昌司
(コード番号 7448 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 砂田真一
電話番号 03-5738-5555

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 4 月 1 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 5 月 13 日開催予定の第 51 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

会社法第329条第2項の定めに基づき補欠の監査役を選任する場合、その選任決議の有効期間を伸長できるようにするため、現行定款第32条（監査役の任期）について、所要の変更を行なうものであります。

変更内容は、会社法施行規則第96条第3項の定めに従い、補欠監査役を選任した場合における予選の効力を、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会開始の時までとする旨の規程を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第5章 監査役及び監査役会 第29条～第31条 (条文省略) (監査役の任期) 第32条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。	第5章 監査役及び監査役会 第29条～第31条 (現行どおり) (監査役の任期) 第32条 (現行どおり)
2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。 (新設)	2 (現行どおり)
第33条～第37条 (条文省略)	3 <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会開始の時までとする。</u> 第33条～第37条 (現行どおり)

3. 日程 (予定)

定款変更のための定時株主総会開催日

平成 23 年 5 月 13 日 (金)

定款変更の効力発生日

平成 23 年 5 月 13 日 (金)

以上